

令和6年度 レギュラーガソリン（重要病害虫対策専任担当扱い分）
の単価契約仕様書

調達番号 80747

1 調達件名

令和6年度 レギュラーガソリンの単価契約

本仕様書は、長野県病害虫防除所重要病害虫対策専任担当（南佐久郡小海町大字豊里 57-1、小海町役場内佐久農業農村支援センター小海支所内）が使用する公用車 1 台におけるレギュラーガソリンの単価契約に適用する。

2 履行期間

令和6年（2024年）5月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

3 調達品目及び予定数量

レギュラーガソリン 860リットル

※予定数量は、単価設定のための目安であり、購入を約束するものではない。

4 給油の条件

(1) 小海町役場から半径2.5km以内に給油所を有すること。

(2) 納入方法は、下記のとおりとすること。

納入場所 指定の給油所

納入方法 給油所での給油

(3) 給油伝票を発行すること。

(4) 給油の都度、納品書等を発行すること。

※品目、日付、給油量、公用車番号が記載された納品書を発行すること

5 代金の請求方法

物品調達標準契約書第4条の規定に基づき、代金は月毎に請求するものとし、請求書は毎月10日までに前月分を取りまとめ病害虫防除所（須坂市小河原492、農業試験場内）へ提出すること。その際は、自動車毎に給油日及び給油量が確認できる書類を添付すること。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）請求書の宛名は長野県農業試験場長（病害虫防除所）とすること。

6 契約の条件

物品調達契約書第8条に規定する契約内容の変更は、資源エネルギー庁（調査委託先：（一財）日本エネルギー経済研究所 石油情報センター）が毎週公表する石油製品小売価格調査（都道府県別）のうち、各月の第3月曜日（休日の場合はその翌

日。以下同じ)におけるレギュラーガソリン及び軽油の長野県地域の消費税及び地方消費税を含まない平均価格(小数点以下第2位を切り捨て。以下「週次調査価格」という。)に基づき、契約単価を見直し、変更契約を締結することとする。

(1) 契約単価の見直し基準

毎月、第3月曜日の週次調査価格と基準月(当所契約月(4月の場合は前年度3月とし、変更契約が行われている場合は、直近の変更契約日の属する月))の第3月曜日の週次調査価格を比較し、(2)の算出方法により得た金額と当初契約額(変更契約が行われている場合は直近の変更契約額)の消費税及び地方消費税を含まない金額(以下「原契約額」という。)に3円以上の差異が生じた場合に契約単価を見直す。

(2) 変更契約単価の算出方法

変更契約単価は、次の計算式により算出した金額に、100分の110を乗じて得た金額とする。

$$\text{変更契約単価} = \text{原契約額} \times \frac{\text{その月の第3月曜日の週次調査価格}}{\text{基準月の第3月曜日の週次調査価格}}$$

※小数点以下第2位を切り捨て。

(3) 変更契約の方法

変更契約の必要が生じた場合は、病虫害防除所は、変更内容を受注者に通知し、原則として契約単価の見直しを行った月の翌月1日付けで変更契約を締結する。